

経営形態

設立根拠となる「労働災害防止団体法」の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1年を目途に結論を得る。



- 中小企業及び特定業種における労働災害発生率等が高い現状においては、特別の法律に基づき事業主団体による継続的な労働災害防止活動を維持することが必要。
- 厚生労働省に外部有識者から成る第三者委員会を設置し、労働災害防止団体の自己検証の充実を図りつつ、労働災害防止団体法の趣旨に見合った適切な経営を担保。
- 事業場数や労働者数が減少し事業活動の継続が極めて厳しい鉱業労働災害防止協会の存立について検討のうえ適切な承継団体に引き継がれるよう調整。

業務運営

中央労働災害防止協会から、特別民間法人の代表例として、ヒアリングを行ったが、同協会の活動と労働災害防止の効果について十分な説明がなされなかった。



- 適切な目標管理
団体毎に労働災害の削減数を必達目標として掲げるとともに、顧客等のニーズ等に関する測定を行い、PDCAサイクルにより継続的に事業を改善。
- 労働災害防止規程
適宜、規程の見直しを行い必要に応じて変更するとともに、会員の順守状況を定期的に把握し、その順守を担保する仕組みを構築することで労働災害防止規程の実効性を向上。

ガバナンス

(中央労働災害防止協会において)過去にコンプライアンス違反があったとの指摘もあった。…不十分な情報公開やガバナンス等があったことが浮かび上がった。他の特別民間法人についても、同様の問題。



- 理事会等
本来の業務執行機関として機能するよう理事数を大幅に削減し、全支部への監査の徹底等、支部へのガバナンスを強化(現状、理事が多数選任され業務執行機関としての機能が形骸化、本部の支部に対するガバナンスに問題)。
- 会費
必要な事業の継続等に向け、団体全体を支える財源となるよう会費の使途のあり方等を見直すとともに、会費の使途を具体的に会員に公開。